

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「第8条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「第7条第5項」を「第7条第4項又は第6項」に改め、同条第6号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同条第7号中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

第3条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「第7項」を「第8項」に改める。

第3条の4第1項第2号中「第7号まで」を「第8号まで」に改める。

第9条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）により害を被った者で、当該犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者（同居の親族に犯罪等により害を被った者で、当該犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者がいる者を含む。）

第22条第3項第3号中「第25条各号」を「第25条第1項各号」に改める。

第29条第1項中「第25条第1号」を「第25条第1項第1号」に改める。

第29条の2第1項中「第25条第5号」を「第25条第1項第5号」に改める。

第3号様式中

「												を		」	
優 先 資 格 の あ る 方	(新設のみ)		2 身体障害(級) 精神・知的障害 (級)	3 母 子	4 父 子	5 高 齢 者	6 永住帰国者 (引揚 者)	7 子育 て・ 多子	8 高 齢 者 夫 婦	9 (空家のみ) 落選優遇	10 公 害 その他	11 若者 夫婦	12 土砂災害 特別警戒区域		
	1	地 元													

「

優 先 資 格 の あ る 方	(新設のみ) 1 地 元	2 身体障害(級) 精神・知的障害 (級)	3 母子	4 父子	5 高齢者	6 永住帰国者 (引揚 者)	7 子育 て・ 多子	8 高齢者 夫婦	9 (空家のみ) 落選優遇	10 公害 その他	11 若者 夫婦	12 土砂災害 特別警戒区域
	13 犯罪 被害者											

に

」

改める。

第4号様式(表)中「満了するとき」の次に「、あなたが公営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が神奈川県県営住宅条例第7条第4項に規定する土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であって、当該居住していた住宅を現に所有しているとき」を加え、「神奈川県県営住宅条例第7条第5項」を「同条第6項」に改め、「なった」の次に「場合であって、当該居住していた住宅を現に所有している」を加え、同様式(裏)中「第7条第5項の」を「第7条第4項又は第6項の」に改め、「) は、」の次に「公営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が条例第7条第4項に規定する土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であって、当該居住していた住宅を現に所有しているとき又は」を加え、「第7条第5項に」を「第7条第6項に」に改め、「なった」の次に「場合であって、当該居住していた住宅を現に所有している」を加える。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第28条、第38条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

書 求 付 還 金 敷 ・ 届 渡 明 宅 住 營 県

年 月 日

住 宅 世 帯 コ ー ド												整 理 番 号			

神奈川県住宅営繕事務所長殿

県営住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。なお、明渡し後は、敷金 金

円を還付されたく請求します。

ただし、 年 月 日納付した県営住宅敷金 金

円から、家賃滞納額

四、損害賠償金

円及びその他の当該県営住宅に係る債務

円を控除した金額

[illegible]

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。